

徳島県告示第六百九十七号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、指定介護予防サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和二年十一月十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定介護予防サービス事業者		指定介護予防サービス事業を行う事業所		種 類	の 受 理 日	廃 止 の 届 出	廃 止
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地				
特定非営利活動法人ひだまりの家	徳島市国府町早淵三五番一 サンシティ国府	ひだまり訪問看護ステーション	徳島市国府町早淵三五番一 サンシティ国府	介護予防訪問看護	令和二年八月三十一日		令和二年九月三十日
株式会社ユーセイホールディングス	名西郡石井町高川原字天神 七二五番四	ショートステイ昭誠館市民病院前	同 東吉野町二丁目一六番地	介護予防短期入所生活介護	同日		同日
社会福祉法人緑樹会	鳴門市大麻町松字東山田五七番地一〇	特別養護老人ホームおおあさ苑	鳴門市大麻町松字東山田五七番地一〇	同	同日		同日